

廃止路線代替バス運行助成事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

岩手県交通株式会社の運行する水沢金ヶ崎線が令和6年3月31日をもって廃止となることから、住民の交通手段の確保のため、一部運行内容を見直し補助金による補助を行い運行するもの。

市民の利便性確保及び安全かつ効率的に運行できる事業者を、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

2 事業の概要

(1) 事業名

廃止路線代替バス運行助成事業

(2) 事業の内容

「廃止路線代替バス運行助成事業仕様書」（別紙1）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

①運行前準備 契約締結日から令和6年3月31日

②運行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 提案上限額 17,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案する額は、経費から廃止路線代替バス運行助成事業仕様書16に定める運賃収入見込み額を減じた額とする。

(5) 契約行為

企画提案による選定者は、本事業の事業実施予定者として特定するが、契約条件について相互確認のうえ、改めて見積りを依頼するものとする。

3 参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

(1) 奥州市に本店、支店又は営業所を設置してから1年以上継続して営業している者で、事故や故障等により代車が必要な場合において準備が出来ること。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者であること。

(3) 令和6年4月1日までに、当該路線について道路運送法（昭和26年法律第183号）をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとする。

(4) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てが

なされた者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 奥州市暴力団排除条例（平成27年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者であること。

4 プロポーザルの手続等

(1) 担当部署

住所：〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市 政策企画部 政策企画課公共交通対策室

電話：0197-34-2383

電子メールアドレス：koutsuu@city.oshu.iwate.jp

(2) スケジュール（現在の予定であり、変更する場合は、参加表明書提出者へ別途通知する。）

| 項目 | 日程 |
|------------------|---------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和5年12月13日（水） |
| イ 質問書の提出期限 | 令和5年12月18日（月） |
| ウ 質問に対する回答 | 質問書到着日から3日以内 |
| エ 参加表明書等の提出期限 | 令和5年12月22日（金） |
| オ 資格審査結果の通知 | 令和5年12月26日（火） |
| カ 企画提案書等の提出期限 | 令和6年1月9日（火） |
| キ 審査会（プレゼンテーション） | 令和6年1月15日（月） |
| ク 選定結果の通知、公表 | 令和6年1月19日（金） |

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

令和5年12月13日（水）から令和5年12月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布場所 上記「(1) 担当部署」に同じ

ウ 配布方法 上記配布場所にて配布又は市公式ホームページに掲載（ダウンロード可）

5 参加表明等

「3 参加資格」に掲げる条件を全て満たし、本事業に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び添付書類

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出

※郵送の場合は、提出期限までに必着。郵便事故については参加者の責任とする。

(4) 提出期限

令和5年12月22日（金） 午後5時

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 提出先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和5年12月26日（火）までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

6 質問書の受付及び回答

本事業に関して質問がある場合は、質問書（様式6）により提出すること。

※口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出期間

令和5年12月13日（水）～12月18日（月） 午後5時

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

※通信事故については、市では責任を負わないので、必要に応じて電話での受付確認を行うこと。

(3) 提出先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

(4) 回答方法

令和5年12月20日（水）までに、電子メールにより参加表明書提出者全員に回答する。

(5) 辞退届について

参加表明後、質問の回答内容によって辞退する場合は令和5年12月25日（月）までに辞退届（様式8）を提出すること。

7 企画提案

企画提案書を提出する者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し提出するものとする。

(1) 提案内容

企画提案は、仕様書及び本要領を踏まえ、次の事項について提案すること。

ア 事業者概要

本事業の担当部署（営業所）、部署（営業所）の業務別従業員数、運転士数、車種別保有

車両数

イ 運行の安全性について

- ① 運行管理体制
- ② 車両整備管理体制
- ③ 事故処理体制
- ④ 事故等の発生状況
- ⑤ 安全対策

ウ 利用者への配慮について

- ① 苦情処理体制
- ② 運転士への接遇研修、教育体制

エ 緊急時の対応について

- ① 災害発生時等、緊急時の体制
- ② 災害発生時等、緊急時の訓練

オ その他事業者が独自で提案するもの

カ 運行開始日までの工程計画

(2) 見積書

見積書については、積算内訳を添付し提出すること。なお、見積額は次に掲げるものとする。

ア 経費内訳

- ① 運転士人件費
- ② 燃料油脂費
- ③ 車両整備費
 - (a) 車検費用
 - (b) 法定点検
 - (c) 修繕費
 - (d) タイヤ
- ④ 自動車諸税
 - (a) 自動車税
 - (b) 自動車重量税
- ⑤ 保険料
 - (a) 自賠責保険
 - (b) 任意保険
- ⑥ その他経費
 - (a) 運行管理費
 - (b) 車両登録費
 - (c) 道路占用料（停留所）
 - (d) 事務費（精算業務等 ※許可申請業務を含む）
 - (e) その他諸費（車両清掃や事業期間中の運行に係る備品の保管・管理、乗降客の安全確保に関する運転士への教育費等、運行に必要な事業を含むものとする）

(3) 提出書類

企画提案書の提出は次のとおりとする。

- ア 企画提案書提出届（様式第7） 1部
- イ 企画提案書 正本1部 副本6部
- ウ 見積書及び積算内訳 正本1部 副本6部

見積書は仕様書参照のうえ作成すること。

(4) 企画提案書等作成上の留意事項

ア 企画提案書は、次のとおりの書式で記入すること。

- ① A4版サイズ・左綴じとする。
- ② ページ番号を付すること。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めない。（見積書及び積算内訳の修正は不可。）

ウ 提出書類の作成など本プロポーザルの参加に要する経費等は、選考結果にかかわらず、全て参加事業者の負担とし、提出書類は返却しない。

(5) 提出期限

令和6年1月9日（火）午後5時

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く）

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 提出先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

8 事業実施予定者の選定方法

(1) 審査体制

廃止路線代替バス運行助成事業公募型プロポーザル方式審査委員会を設置し、審査、事業実施予定者の選定を行う。

(2) 評価基準

企画提案書の評価は以下のとおりとし、事業実施予定者を選定する。

ア 審査委員会は「廃止路線代替バス運行助成事業公募型プロポーザル評価基準」（別紙2）により、公平かつ客観的に審査し、評価点数が最高の者を事業実施予定者として選定する。

イ 評価点数が同数の場合は、審査委員の多数決により決定する。

ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、一定の評価基準を満たした場合、その提案者を事業実施予定者として選定する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日 令和6年1月15日（月）午後 ※予定

イ 説明時間 1提案者あたり提案20分、質疑10分の計30分とする。

※会場、時間等詳細は後日、通知します。

(4) 審査結果通知

- ア 審査結果は参加者全員に文書で通知する。
- イ 選定内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。また審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は事業実施予定者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 参加表明書を提出しなかった者の提案
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- エ 見積額が事業規模を超える提案
- オ 提出書類の不鮮明等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

9 審査結果の公表

事業実施予定者選定後、市公式ホームページ上で公表するものとする。

(1) 公表する事項は、次に掲げるものとする。

- ア 事業等名称
- イ 選定した事業実施予定者の名称及び所在地
- ウ 参加者の名称（五十音順に記載）
- エ 参加者の得点（点数順に記載。ただし、参加者が2者の場合、次点者の得点は、公表しない。）

(2) 事業実施予定者の選定又は契約の締結に至らなかったときは、その旨を公表するものとする。なお、前項に定める事項は、原則として公表するものとする。ただし、再度の募集を行う場合など、公表することにより、以降の手續に支障が生ずるおそれがあるときは、公表しないことができる。

(3) 事業実施予定者の選定に係る情報の開示請求等については、奥州市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条各号に掲げる非開示情報を除き、原則開示するものとする。

10 契約の締結

事業実施予定者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

なお、事業実施予定者との協議が整わなかった場合は、次位の事業者と同様の協議を行う。

11 その他

事業の委託

受託者は、やむを得ない事由があるときは、事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、委託先ごとの事業内容、委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で市長の承諾を得なければならない。